

8 福薬発第 1 5 5 号

令和 8 年 9 月 7 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会

会長 小田 真稔

令和 8 年度医薬品価格調査の実施について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、日本薬剤師会より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本調査は、市場実勢価格を把握し、薬価基準の改正の基礎資料等を得ることを目的として実施され、調査対象となる薬局は、全国の保険薬局から層化無作為抽出された薬局となっています。また、対象薬局には厚生労働省から委託を受けた業者より、直接調査票が送付されることとなっています。

貴会におかれましても、調査の趣旨をご理解いただき、調査対象となった会員薬局から照会を受けた場合などには、迅速かつ的確な回答が行われるようご協力をお願い申し上げます。

日 薬 業 発 第 261 号
令 和 8 年 9 月 2 日

都道府県薬剤師会 会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 岩 月 進
(会 長 印 省 略)

令和8年度医薬品価格調査の実施について

標記について、厚生労働省大臣官房医薬産業振興審議官より別添のとおり協力依頼がありましたので、お知らせいたします。

医薬品価格調査は、市場実勢価格を把握し、薬価基準の改正の基礎資料を得ることを目的に実施されるものです。

同調査は、販売サイド（医薬品卸売販売業者）および購入サイド（保険医療機関、保険薬局）に対して実施されるもので、購入サイドである保険薬局については、層化無作為抽出された約500施設を対象に、令和8年9月中旬から下旬にかけて調査票の配布が予定されており、令和8年9月取引分の医薬品価格を調査票に記入の上、同年10月19日（月）までに提出するよう求められています。

貴会におかれましても、これら調査の趣旨をご理解いただき、調査客体となった会員の薬局から問い合わせがあった場合などには、迅速かつ的確な回答が行われますようご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、地震や台風・豪雨等の災害への対応を最優先していただき、本調査の客体となった保険薬局におかれましては、当該対応に支障がない範囲で、ご協力いただきますと幸いです。

(別添)

・令和8年度医薬品価格調査の実施について

(令和8年8月25日付け産情発0825第10号、厚生労働省大臣官房医薬産業振興審議官)

医産発 0825 第 10 号

令和 8 年 8 月 25 日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省大臣官房医薬産業振興審議官

(公 印 省 略)

令和 8 年度医薬品価格調査の実施について

日頃から医薬品行政の推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。

標記につきましては、別紙要領により実施することといたしましたので、御協力下さいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、熊本地震や台風・豪雨への対応を最優先していただき、本調査にあたっては、当該対応に支障がない範囲で、ご協力いただくことで差し支えありません。

令和 8 年度医薬品価格調査実施要領

1 調査の目的

健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「使用薬剤の薬価(薬価基準)」の改正の基礎資料等を得ることを目的とする。

2 調査対象品目

令和 8 年 9 月取引分の薬価基準に収載されている全ての医薬品

3 調査項目

(1) 販売サイド調査

品目ごとの販売価格、販売数量

(2) 購入サイド調査

品目ごとの購入価格、購入数量、購入先の医薬品卸売販売業者情報(業者名、本店・営業所名)

4 調査の対象及び客体数

(1) 販売サイド調査

保険医療機関及び保険薬局に医薬品を販売する医薬品卸売販売業者の営業所等の全数から、層化無作為抽出法により 3 分の 2 の抽出率で抽出された営業所等を対象

調査客体数 約 4, 3 0 0 客体

(2) 購入サイド調査

ア 病院の全数から、層化無作為抽出法により 4 0 分の 1 の抽出率で抽出された病院を対象

調査客体数 約 2 0 0 客体

イ 診療所(歯科診療所を除く。)の全数から、層化無作為抽出法により 4 0 0 分の 1 の抽出率で抽出された診療所を対象

調査客体数 約 3 0 0 客体

ウ 保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により 1 2 0 分の 1 の抽出率で抽出された保険薬局を対象

調査客体数 約 5 0 0 客体

5 調査票の配布時期

令和 8 年 9 月中旬から下旬にかけて調査票を配布予定

6 提出期限

(1) 販売サイド調査：令和 8 年 1 0 月 1 9 日(月)

(2) 購入サイド調査：令和 8 年 1 0 月 1 9 日(月)

7 調査の実施方法

調査は、次の手順で実施するものとする。

ア 厚生労働省の委託業者が調査客体へ調査票を配布する。

イ 調査客体が調査票に必要事項を記入する。

ウ 厚生労働省の委託業者が調査客体から調査票を回収する。

エ 厚生労働省が調査票を集計する。